

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	27	施策名	消防力の強化	21年度 施策位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	(消)総務課	施策統括課長名	防犯防災課 増原 貴文		
施策関連課名					

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
市民、事業所、行政	人口(1月1日、外国人登録を含む)	人	116,117	116,473	116,579
	事業所数(事業所・企業統計調査)	所	2,752	2,752	2,752

施策の目的 「意図」	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
生命、身体、財産に関わる被害を最小限に止めることが出来る。	焼死者数	人	1	1	2
	心肺蘇生率	%	7.1	3.2	8
市民と行政が対象であることから、火災活動面では焼死者数を、財産の視点から損害額を、更に救急活動面では生命、身体を守るという点から、心肺蘇生により救命した数をそれぞれ成果指標とした。	火災損害額	千円	43,131	25,888	48,183

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	消防、救急は消防年報に基づく数値を用いた。なお、具体的算出式は人口10,000人当たりの実施件数(件/人)である。
-----------------------	-----------------------------------------------------------

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割	市民一人一人が、火災、救急事象で自分自身および家族の安全を守る問題として捉えて行動する。(自助) 火災、救急事象等において、市民、市民団体、事業所等の災害活動の協力(共助)
	行政の役割	市民の自主的な活動の推進のため、消防行政全般にわたり正確かつ迅速な情報提供等、市民意識の高揚を図る。 施策の目的を具現化するため、火災、救助、救急面の消防体制の充実強化を図る。

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p><施策の成果水準評価></p> <input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった <input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった <input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった	<p>①近隣との比較</p> <p>近隣市と比較して、装備によっては不足するものもあるが、近隣市と同程度の成果を確保している。</p> <p>②時系列比較</p> <p>焼死者数は、出火件数は、昨年と比較して減少、焼損面積は増加した。救急件数は、ほぼ横ばい、心肺蘇生率は、高度な救命処置及び市民の応急手当普及により若干の向上で推移している。</p> <p>③市民期待水準との比較</p> <p>現在の人員、装備等は、消防活動で住民期待には応えられないと考えるが、一朝有事の際の特殊災害(NBC災害)、同時多発テロ(テロ災害)、大規模災害(大地震災害)等、十分かつ円滑に対応できる施設、装備、人員等を確保する必要がある。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指令装置・消防無線整備事業 ・消防装備整備事業 ・消防水利整備事業 ・消防職員教育研修事業 ・消防団運営事業 ・消防団施設管理事業
	根拠： 近隣4市(清瀬、西東京、小平、東村山)と本市での比較、初めに火災状況での焼死者数は少ない清瀬、西東京、小平市とほぼ同数である。損害額は焼損物件により毎年差異があるが、21年中の損害額は、昨年と比較し増加した。救急出場件数は、昨年までと比較してほぼ横ばいである。消防力の指針から近隣市と比較すると人員、勤務体制は、3部制(本市は2部制)を採用しており、警防面にしても組織力が異なることから一概に比較できない。21年度予算面では、基本的な経費は本市と単独自治体消防の稲城市と比較しても、人口規模に差異があるものの市民一人当たりの消防費の占める割合は、ほぼ同等である。東京消防庁へ消防事務委託の準備のため、庁舎改修、デジタル無線の整備など準備経費が増額となった。	<p>貢献度の「低い」事務事業名</p>	

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 事務費の中で、経常的経費については、ほぼ同額で推移しているが、投資的経費は年度により増額された。特に国の消防広域化推進施策により東京都へ事務委託するため消防庁舎設計委託費が予算措置された。 ②近隣との比較 左上施策成果の水準評価の項にて記述 ③納税者期待との比較 救急車の利用者に対し負担をすべきとの意見があった。東京都へ事務委託することで、住民サービスが低下とならないよう、対応すべきである。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・消防庁舎管理事業
①本施策を構成する事務事業の数	本数	34	34	34	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	147,533	157,318	702,985	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	153,884	151,731	146,313	
④トータルコスト(②+③)	千円	301,417	309,049	849,298	
効率性指標	円	1,271	1,351	6,030	
⑤事業費(定義式: ② / 市民人口)	円	1,325	1,303	1,255	
⑥人件費(定義式: ③ / 市民人口)	円	2,596	2,654	7,285	
⑦トータルコスト(定義式: ④ / 市民人口)					

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 平成22年4月に常備消防事務を地方自治法の規定に基づき東京都へ委託した。このため、具体的な施策の実現については東京消防庁において実施されることとなるため、施策に対する市の直接的な関与は軽減される。 しかし、消防力の強化は、委託のみで行われるものではなく、市が東京消防庁と連携を図り充実強化が求められることから、東京消防庁との連携はもちろんのこと、市民や地域の協力が一体となって行われる必要がある。	<input type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input checked="" type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 平成22年4月に消防事務を東京消防庁に委託した。常備消防事務については委託経費の中ですべて賄われる。	施策コスト削減における市の裁量余地	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) ・消防車両維持管理事業 ・自賠責保険・重量税(既存車両)、車検(既存車両)
	コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず		平成21年度実績 6,769,000 円 (0.8 %)	市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

(優先施策の選定) 施策の方向性	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・平成22年度から東京都へ常備消防事務を委託したが、今後、市が果たすべき義務・役割に消防団の強化、消防水利等設備の充実が求められている。 消防団詰所の計画的な建替え・移転、消防ポンプ車両の計画的な更新、消防団の出動態勢の変動に対応した出勤費、装備の更新・充実、東京消防庁の設置基準を満たした防火貯水槽の計画的な設置に取り組む。
	要検討課題 ①消防委員会運営事業について ・常備消防の東京都への事務委託に伴い、委員会のあり方を検討する。 ②消防力の強化について ・市、消防団、東京消防庁の三者連携・充実が求められる。市民意識の高揚と市民の協力が必要である。 ③消防水利について ・消火栓は基準値にあるが、防火貯水槽は東京消防庁の設置基準に準じた改善が求められている。

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐり環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・平成22年4月に常備消防事務を地方自治法の規定に基づき東京都へ委託した。	説明： ・市、東久留米市消防団及び東久留米消防署は、平素から訓練や演習等により連携を確保する。	<取り組むべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ①消防委員会運営事業については、事務局が消防本部より東久留米市へ引き継がれる。 ②消防力の強化については、市、東久留米市消防団及び東久留米消防署は、平素から訓練や演習等により連携を確保する。 ③消防水利については、耐震性の防火貯水槽の公共用地等への増設を図る。
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・平成22年4月1日東京消防庁へ事務委託に伴い、地域に密着した消防力の強化が求められている。	成果とコストに関する方針	<対応方向> ・委託後においても地域の消防団活動を維持していくためには、地域の理解と協力が不可欠である。そのための市民への啓発等への取り組みを継続していく。